

事業 優先順位		3			細事業: 成年後見制度利用支援事業					整理 番号		02							
目 的		成年後見制度の周知及び利用促進を図ることで、地域福祉の充実を図る。																	
目 標		成年後見制度の周知及び利用促進を図る。また、市民後見人の養成等、体制づくりを進める。																	
事業 実施主体		直 営		事業開始 年 度		平成13年度以前		根拠 法令		老人福祉法									
事業費・財源					平成24年度		比 較		コスト情報・従事職員数					平成24年度		比 較			
	事業費 (決算額) (千円)				426					総コスト (千円)				1,775					
	財源内訳	一般財源				24				内 訳	事業費				426				
		国府支出金				402					人件費				1,349				
		地方債				0					公債費				0				
		その他特定財源				0					一人あたり (円)				16				
						0				世帯あたり (円)				38					
						0				参 考	職員数 (人)				0.17				
						0					再任用職員数 (人)				0.00				
今後の方向性		本来、認知症老人が対象であったが、精神疾患や知的障がいのある方にも対象を拡大し、関係者に講座の周知、受講促進を図る。																	
評 価	妥当性		効率性		有効性		対象者	判断能力が不十分な認知症高齢者、障がい者											
	A		A		B														

事業 優先順位		2 細事業:福祉有償運送事業				整理 番号		03	
目 的		公共交通を利用して自力での移動が困難な者に対する、移動活動の援助を行うことで、活動範囲等の拡大を図る。							
目 標		利用要件等の周知を進める。							
事業 実施主体		直 営	事業開始 年 度	平成18年度	根拠 法令	道路運送法			
事業費・財源			平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数			平成24年度	比 較
	事業費（決算額）（千円）		16			総コスト（千円）		651	
	一般財源		16			事業費		16	
	国府支出金		0			人件費		635	
	地方債		0			公債費		0	
	その他特定財源		0			一人あたり（円）		6	
			0			世帯あたり（円）		14	
			0			職員数（人）		0.08	
			0			再任用職員数（人）		0.00	
	今後の方向性		交通弱者への対応が必要となる可能性があり、他の公共交通との役割分担及び協力が顕在化する。						
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	自力での移動が困難な高齢者や障がい者、要介護者				
	A	A	B						

細事業：成年後見制度利用支援事業

1. 市長申立てによる成年後見審判請求

判断能力が不十分で、親族による成年後見審判※請求のできない方のために市長申立てが行える制度に対し、3件の利用があった。

※ 成年後見審判

…認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。

2. 市民後見推進事業

専門職に代わって、市民目線で成年後見人を勤めていただける人材を養成すべく、オリエンテーションから実務講習までを実施し、修了者を後見人バンクに登録した。

細事業：福祉有償運送事業

当市は、大阪府中部ブロック福祉有償運送※市町村共同設置運営協議会に参画し、実施事業者の申請窓口として、協議会における審査への出席及びその運営にかかる負担金を執行した。

※ 福祉有償運送

…NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院や通所などを目的に有償で行う車による移送サービス。

制度の概要「福祉有償運送とは」

福祉有償運送とは、NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことをいう。

高齢化の進展、障がい者の社会参加の定着、介護保険や支援費制度の導入等を契機としてニーズが一層拡大し、実施する団体も増加してきている。

このような福祉有償運送を行なうには、道路運送法による「登録」が必要である。これまでは、道路運送法第80条の例外許可として通達（ガイドライン）に基づいて運用されていたが、平成18年10月1日に道路運送法が改正され、法第78条第2項に規定する「自家用有償運送」の一類型として法律に基づく制度となった。